都

○認定特定非営利活動法人の認定の失効…………

…………(生活文化局都民生活部管理法人課)…

 $\equiv$ 

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

 $\equiv$ 

公

報

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

目

次

害物質の種類 鉛及びその化合物

…………(環境局環境改善部化学物質対策課)… 域の指定(二件) ...... 日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発 行 東**京**都

物並びに砒素及びその化合物

九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準 に適合していない特定有害物質の種類 丁目地内) 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 鉛及びその化合

形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区東陽三

 $\triangleright$ 

告

示

# ●東京都告示第百十七号

ŋ 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

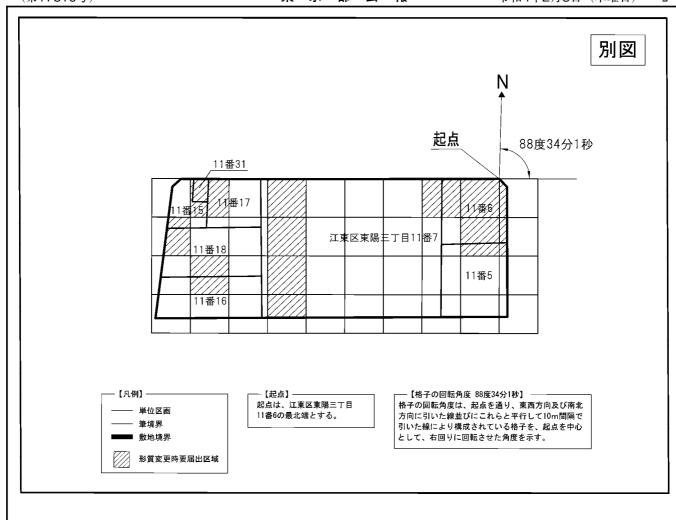
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

令和四年二月三日

1

東京都知事 小 池 百 合子



ればならない区域 )を指定するので、 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ (以下「形質変更時要届出区域」 同条第三項において準用する同法

令和四年二月三日

第六条第二項の規定により、

次のとおり告示する。

とい

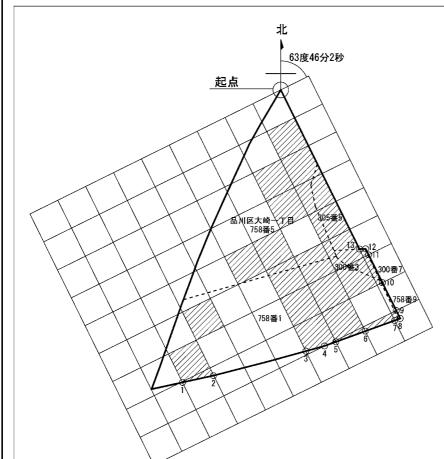
形質変更時要届出区域 東京都知事 別図のとおり 小 池 (品川区大崎 百 合 子

に適合していない特定有害物質の種類 九号。以下 丁目地内) 土壤汚染対策法施行規則 規則」 という。 (平成十四年環境省令第二十 第三十 条第一項の基準 砒素及びその化

害物質の種類 規則第三十一 条第二項の基準に適合していない特定有 鉛及びその化合物

# ●東京都告示第百十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお 第十一 3



別図

# -【起点】-

起点は、品川区大崎一丁目758番5の最北端とする。

## -【凡例】-

敷地境界 (調査範囲) //// 形質変更時要届出区域

単位区画 ----筆境界

-【格子の回転角度(63度46分2秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北 方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で 引いた線により構成されている格子を、起点を中 心として、右回りに回転させた角度を示す。

【	- 莧】	
測点名	X座標	Y座標
1	-42486.998	-9012.984
2	-42484.789	-9002.920
3	-42476.947	-8973.330
4	-42475.185	-8967.041
5	-42473.956	-8963.653
6	-42470.524	-8954.195
7	-42467.092	-8944.736
8	-42466.453	-8942.972
9	-42463.906	-8944.235
10	-42454.946	-8948.676
11	-42445.986	-8953.117
12	-42444.065	-8954.069
13	-42444.138	-8956.088

※本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により 世界測地系座標計算によって作成した。

四十三号)

第二十二条の三の規定により、

次のとおり公告

施行条例の施行に関する規則

効力を失ったので、

同条第二項及び特定非営利活動促進法

(平成十年東京都規則第1

言

条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が

特定非営利活動促進法

(平成十年法律第七号) 第五十七

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

公

告

令和四年二月三日

東京都知事

小

池

百 合 子

特定非営利活動法人国際協力NGOセン

代表者の氏名

 $\equiv$ 本木 主たる事務所の所在地 恵介

新宿区西早稲田二丁目三番十八号 アバコビル五F

失効の理由

四

特定非営利活動促進法第四十四条第一 項に規定する認

定の有効期間が経過したため

五. 失効年月日

令和三年十1 一月二十八日

開発行為に関する工事の完了につい

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

令和四年二月三日

完了した。

-	(第17510号)	東	京	都	公	報	令和4年2月3日	(木曜日	1)	4
							十一番九十一番九	含まれる地域の名称開発区域又は工区に		東京都多摩建筑
発行							番地二 平井 眞弓 平井 眞弓	住所及び氏名	浅井勉	東京都多摩建築指導事務所長
発   電話 ○三(五三二一)一一一(代)   郵16   定   一箇月行   東京都新宿区西新宿二丁目八番一号   (番80   一箇月   本号   本号   本号   本号   本号   本号   本号   本										
(郵送料を含む。)   印   電話 ○三(三八一二)五二○一(代)   郵119月 六、六○○円 刷   東京都文京区白山一丁目十三番七号   優別   1908   東京都文京区白山一丁目十三番七号   番01   東京都文京区白山一丁目十三番七号   種間   東京都文京区白山一丁目十三番七号   東京都   東京都文字   東京都文子   東京都文字   東京都文字   東京都文子   東京和   東京都文字   東京都文字   東京和   東京和										
FSC = 2008270										